長野県報

７月８日（木）
平成22年
（２０１０年）
第2180号

目　　次

条　例

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（人事課）……2
長野県県税条例及び長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（税務課）……2
長野県市町村合併審議会条例を廃止する条例（市町村課）……4
長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（高校教育課）……4
資金積立基金条例の一部を改正する条例（スポーツ課）……5

規　則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則（危機管理防災課）……5
長野県組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）……5
長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課）……6
長野県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）……6

告　示

平成22年３月31日専決処分した平成21年度補正予算の要領（財政課）……7
平成22年７月２日成立した平成22年度補正予算の要領（財政課）……8
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）……8
救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回（医療推進課）……8
生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）……9
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）……9
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の管理者、開設者の変更の届出（地域福祉課）……9
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の休止の届出（地域福祉課）……10
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）……10
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（健康長寿課介護支援室）……11
森林病害虫等防除事業補助金交付要綱の一部改正（森林づくり推進課）……11
保安林予定森林にする旨の通知（５件）（森林づくり推進課）……11
森林法に基づく保安林の指定（森林づくり推進課）……13
政見放送及び経歴放送実施規程に基づく長野県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数（選挙管理委員会）……13

公　告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（２件）（生活文化課ＮＰＯ活動推進室）……13
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）……14
一般競争入札（都市計画課）……14
土地改良区役員の就退任の届出（２件）（農地整備課）……15
開発行為に関する工事の完了(６件)（建築指導課）……16
一般競争入札（道路管理課）……17
一般競争入札（２件）（河川課）……18
一般競争入札（高校教育課）……19
特定調達契約に係る一般競争入札（情報管理課）……20
一般競争入札（交通政策課）……21
一般競争入札（４件）（高校教育課）……22

訓　令

教育長の権限に属する事務処理規程の一部改正（教育総務課）……25

本号で公布された条例のあらまし

◇　長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1　雇用保険法の一部改正に伴い、退職時に支給された退職手当の額が同法の規定による失業給付相当額に満たない場合に支給される「失業者の退職手当」について規定の整理を行うこととしました。

2　この条例は、公布の日から施行します。

◇　長野県県税条例及び長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1　地方税法の一部改正に伴い、県たばこ税の税率を引き上げるほか、所要の改正を行うこととしました。

2　この条例は、平成22年10月１日（一部の規定は、平成23年４月１日、平成24年１月１日）から施行します。

◇　長野県市町村合併審議会条例を廃止する条例（条例第24号）

1　市町村の合併の特例等に関する法律の一部改正に伴い、長野県市町村合併審議会条例を廃止することとしました。

2　この条例は、公布の日から施行します。

◇　長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1　公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行により公立高等学校の授業料が原則無償化されたことに伴い、授業料を徴収しないことが生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由に該当する場合に限り授業料又は受講料を徴収する旨定めるほか、所要の改正を行うこととしました。

2　この条例は、公布の日から施行します。

◇　資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第26号）

1　長野オリンピックを記念して実施される事業に対する助成事業の終了に合わせ、長野オリンピック記念基金を廃止することとしました。

2　冬季競技の振興を図るため、冬季競技の国際大会の開催及び選手の育成の支援に要する費用の財源に充てるため長野県冬季競技振興基金を新設することとしました。

3　この条例は、公布の日から施行します。

条　例

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年７月８日

長野県知事　村　井　　　仁

長野県条例第22号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第７項及び第８項中「第38条第１項各号のいずれか」を「第38条第１項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第４号中「第56条の２第３項」を「第56条の３第３項」に改め、同条第14項第１号中「第56条の２第１項第１号のイ」を「第56条の３第１項第１号のイ」に改め、同項第２号中「第56条の２第１項第１号のロ」を「第56条の３第１項第１号のロ」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

人　事　課

長野県県税条例及び長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年７月８日

長野県知事　村　井　　　仁

長野県条例第23号

長野県県税条例及び長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例

（長野県県税条例の一部改正）

第１条　長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条の４第１号アの表の(ア)中「扶養親族」の次に「（同居特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族を除く。）」を加え、同表の(カ)を削り、同表の(オ)中「((カ)に掲げる者を除く。)」を削り、同表の(オ)を同表の(カ)とし、同表中(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、同表の(イ)中「(ウ)」を「(エ)」に改め、同表の(イ)を同表の(ウ)とし、同表の(ア)の次に次のように加える。

(イ)　同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該同居特別障害者１人につき22万円

第21条の４第１号アの表の(ク)中「扶養親族（同居特別障害者である扶養親族及び」を「控除対象扶養親族（」に、「当該扶養親族」を「当該控除対象扶養親族」に改め、同表の(ケ)を削り、

同表の(コ)中「a　bに掲げる場合以外の場合　当該老人扶養親族１人につき13万円
b　当該老人扶養親族が特別障害者である場合　当該特別障害者１人につき25万円」を「当該老人扶養親族１人につき13万円」に改め、同表の(コ)を同表の(ケ)とする。

第28条第２項中「同項第１号の２」を「同項第２号」に、「同項第１号の３」を「同項第３号」に、「、同項第２号の均等割額の算定期間又は同項第３号」を「又は同項第４号」に改め、同条第３項中「第２号」を「第３号」に、「第52条第２項第１号の２」を「第52条第２項第２号」に改める。

第29条第１項中「第５項、第24項及び第26項から第28項まで」を「第19項及び第21項から第23項まで」に改め、同条第２項中「第53条第29項」を「第53条第24項」に改め、同条第３項中「第53条第40項」を「第53条第35項」に、「同条第41項又は第44項」を「同条第36項又は第39項」に、「同条第30項、第39項、第41項及び第44項」を「同条第25項、第34項、第36項及び第39項」に改め、同条第４項中「第53条第31項から第34項まで、第39項、第45項及び第46項」を「第53条第26項から第29項まで、第34項、第40項及び第41項」に改め、同条第５項中「第53条第46項」を「第53条第41項」に、「第53条第35項から第39項まで及び第47項」を「第53条第30項から第34項まで及び第42項」に改める。

第34条の３第１項第１号ウ中「及び清算所得」を削り、同条第２項中「、同ウの清算所得は同条第５項及び第６項の規定により」を削る。

第36条第１項第１号ウ中「又は清算所得」を削り、同号ウの表中「及び清算所得」を削り、同項第２号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同項第３号中「又は清算所得」を削り、同号の表中「及び清算所得」を削り、同条第３項第１号ウ、第２号及び第３号中「及び清算所得」を削る。

第38条第１項中「第72条の31」を「第72条の29」に改める。

第41条の４中「1,074円」を「1,504円」に改める。

附則第４条の４第１項第２号ウ中「及び」を「(同法第10条の２の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び」に、「第10条の６」を「第10条の７」に改める。

附則第12条中「及び同期間内の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。)」を削る。

附則第13条の２の２第１項中「及び清算所得」を削り、同条第２項中「及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)」を削る。

附則第17条中「511円」を「716円」に改める。

（長野県森林づくり県民税条例の一部改正）

第２条　長野県森林づくり県民税条例（平成19年長野県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「第52条第２項第３号」を「第52条第２項第４号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成22年10月１日から施行する。ただし、第１条中、長野県県税条例附則第４条の４第１項第２号ウの改正規定は平成23年４月１日から、同条例第21条の４第１号アの表の改正規定は平成24年１月１日から施行する。

（県民税に関する規定の適用）

2　第１条の規定による改正後の長野県県税条例（以下「新条例」という。）第21条の４の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成23年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3　新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に解散（合併による解散を除く。以下この項及び次項において同じ。）が行われる場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に解散が行われた場合における各事業年度分の法人の県民税及び各連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

4　新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に解散が行われる場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する規定の適用）

5　施行日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

6　施行日前に長野県県税条例第41条第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（同条例第41条の５第１項第１号及び第２号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第41条第１項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び附則第11項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）附則第39条第１項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを施行日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。

(1)　製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。）　1,000本につき430円

(2)　新条例附則第17条に規定する紙巻たばこ　1,000本につき205円

7　前項に規定する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を施行日から起算して１月以内に、知事に提出しなければならない。

(1)　所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和59年法律第72号）第２条第２項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

⑵　前号の本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
⑶　その他参考となるべき事項
8　地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第４号）附則第６条第４項の規定により、市町村長又は税務署長が前項の規定による申告書を受理した場合においては、当該申告書は、知事に提出されたものとみなす。
9　附則第７項の規定による申告書を提出した者は、平成23年３月31日までに、当該申告書に記載した同項第２号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
10　附則第６項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第41条の５及び第41条の７から第41条の９までの規定を除く。）を適用する。この場合において、新条例第41条の３第２項中「前項」とあるのは、「長野県県税条例及び長野県森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成22年長野県条例第23号）附則第６項」とする。
11　卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第６項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第41条の８の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第41条の７の規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

税　務　課

長野県市町村合併審議会条例を廃止する条例をここに公布します。

平成22年７月８日

長野県知事　村　井　　　仁

長野県条例第24号

長野県市町村合併審議会条例を廃止する条例

長野県市町村合併審議会条例（平成19年長野県条例第７号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）
2　特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第３の２中「市町村合併審議会の委員
固定資産評価審議会の委員」を「固定資産評価審議会の委員」に改める。

市 町 村 課

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成22年７月８日

長野県知事　村　井　　　仁

長野県条例第25号

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第１条を次のように改める。

（授業料等の納入）
第１条　長野県の設置する高等学校（以下この条及び第５条において「高等学校」という。）に在学する者（第３項に規定する者を除く。）は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下この項において「法」という。）第３条第１項ただし書に規定する授業料を徴収しないことが公立高等学校における教育に要する経費に係る生徒間の負担の公平の観点から相当でないと認められる特別の事由がある場合として次の各号のいずれかに該当する場合に限り、授業料又は受講料を納入しなければならない。
⑴　高等学校に在学する者が法第２条第１項に規定する高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了している場合
⑵　高等学校の全日制課程又は定時制課程（単位制による課程を除く。以下この号において同じ。）に在学する者のこれらの課程に在学した期間が通算して全日制課程にあっては３年、定時制課程にあっては４年を超える場合（前号に該当する場合を除く。）
⑶　高等学校の定時制課程（単位制による課程に限る。）又は通信制課程に在学する者のこれらの課程において履修した科目の単位数の合計が卒業に必要な単位数を超える場合（第１号に該当する場合を除く。）
2　留学、休学その他のやむを得ない事情があると認められる場合は、前項第２号の在学した期間又は同項第３号の単位数の合計には、当該やむを得ない事情を考慮して必要と認められる期間又は当該やむを得ない事情により修得できなかったと認められる単位数を通算しないことができる。
3　単位制高等学校教育規程（昭和63年文部省令第６号）第９条第１項に規定する科目履修生として高等学校に在学する者は、授業料又は受講料を納入しなければならない。
4　高等学校に入学する者は、入学の際、入学料を納入しなければならない。
5　高等学校の入学審査を受けようとする者は、入学審査料を納入しなければならない。

第２条第１項中「前条」を「前条第１項及び第３項」に、「、受講料、入学料及び」を「及び受講料、同条第４項の入学料並びに同条第５項の」に、「以下」を「第４条において」に改める。

第５条中「ほか、」の次に「高等学校に在学した期間及び履修した科目の単位数の計算並びに」を加える。

附　則

（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）

２　平成22年４月１日前においてこの条例による改正前の長野県高等学校授業料等徴収条例第１条の規定により納入すべきであった授業料及び受講料については、なお従前の例による。
３　平成22年度において長野県の設置する高等学校に在学する者（この条例による改正後の長野県高等学校授業料等徴収条例第１条第１項各号に掲げる場合のいずれかに該当する者に限る。）に係る同年度分の授業料及び受講料については、同項の規定にかかわらず、これらを徴収しない。

高校教育課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。
　平成22年７月８日
　長野県知事　村　井　　　仁

長野県条例第26号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。
　別表の長野オリンピック記念基金の項を削り、同表に次のように加える。

長野県冬季競技振興基金	冬季競技の国際大会の開催及び選手の育成を支援することにより、冬季競技の振興を図る。	冬季競技の国際大会の開催及び選手の育成の支援に要する費用の財源に充てる。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

スポーツ課

規　則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。
　平成22年７月８日
　長野県知事　村　井　　　仁

長野県規則第29号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第３号）の一部を次のように改正する。
　別表第１の１のイの(ｲ)中「240万4,000円」を「238万7,000円」に改め、同表の３のウの(ｱ)中

「

円 17,500	円 22,600	円 33,300	円 39,900	円 50,500	円 7,400
29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500

」

を

「

円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300
28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400

」

に改め、同ウの(ｲ)中

「

円 5,700	円 7,700	円 11,600	円 14,000	円 17,700
9,200	12,200	17,100	20,300	25,800

」

を

「

円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,500
9,100	12,000	16,900	20,000	25,400

」

に改め、同表の９のウ中「19万9,000円、小人15万9,200円」を「20万1,000円、小人16万800円」に改め、同表の12のイ中「13万7,500円」を「13万4,200円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則別表第１の９の規定は、平成22年４月１日から適用する。

危機管理防災課

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。
　平成22年７月８日
　長野県知事　村　井　　　仁

長野県規則第30号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。